明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府二五）　一

〔府令・省令〕

○労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　二

○農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　三

〔省　令〕

○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二一）　四

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（同二二）　七

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（同二三）　一〇

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分～平成二十一年分）を公表する件（総務二〇五）　二

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十年分・平成二十年分～平成二十二年分）を公表する件（同二〇六）　一五

○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（同二〇七）　二九

府　令

○内閣府令第二十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日　内閣総理大臣　菅　直人

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部改正）

第一条　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「を含む」の下に「。次項において「縦覧書類」という」を加え、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する金融機関以外の金融機関にあっては、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4　金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

5　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした金融機関が第二項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十条に次の三項を加える。

3　金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに別紙様式第二号により作成した法第八条第一項に規定する事項を記載した書面（第十二条において「報告書」という。）の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する金融機関以外の金融機関にあっては、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした金融機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第十二条の見出しを「（提出の経由）」に改め、同条中「法第八条第一項の規定による報告」を「報告書その他この府令に規定する書面」に、「行うときは」を「提出する場合において」に、「財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長がある場合にあっては」を「財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは」に、「報告を行わなければ」を「提出しなければ」に改める。